

○岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例施行規則

平成25年3月29日

市規則第94号

改正 平成26年3月25日市規則第41号

平成26年11月10日市規則第213号

平成27年3月31日市規則第110号

平成30年3月30日市規則第109号

令和3年3月29日市規則第67号

(趣旨)

第1条 この規則は，岡山市指定障害福祉サービスの事業等の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第81号。以下「条例」という。）の施行に関し，必要な事項を定めるものとする。

(サービス提供責任者)

第2条 条例第5条第4項に規定する規則で定める者は，次に掲げる者とする。

(1) 介護福祉士

(2) 社会福祉士及び介護福祉士法等の一部を改正する法律（平成19年法律第125号）附則第2条第2項の規定により行うことができることとされた同法第3条の規定による改正後の社会福祉士及び介護福祉士法（昭和62年法律第30号）第40条第2項第5号の指定を受けた学校又は養成施設において6月以上介護福祉士として必要な知識及び技能を修得するための研修課程を修了した者

(3) 介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号）第22条の23第1項に規定する介護職員基礎研修課程を修了した者

(4) 居宅介護従業者養成研修の1級課程を修了した者

(5) 居宅介護従業者養成研修の2級課程を修了した者であって，3年以上介護等の業務に従事したもの

(6) 居宅介護職員初任者研修の課程を修了した者であって，3年以上介護等の業務に従事したもの

(7) 岡山市指定居宅サービス等の事業の人員，設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成24年市条例第85号）第5条第4項に定めるサービス提供責任者の要件を満たす者

2 条例第7条に基づき，条例第5条第4項を指定重度訪問介護の事業について準用する場合における同項に規定する規則で定める者は，前項各号に掲げる者とする。ただし，やむを得ない事情があると市長が認める場合には，従業者のうち相当の知識及び経験を有する者から選任することができる。

3 条例第7条に基づき，条例第5条第4項を指定同行援護の事業について準用する場合における同項に規定する規則で定める者は，次に掲げる者とする。

(1) 第1項に掲げる者であって，同行援護従業者養成研修応用課程を修了したもの

(2) 厚生労働省組織規則（平成13年厚生労働省令第1号）第625条に規定する国立障害者リハビリテーションセンター学院に置かれる視覚障害学科の教科を修了した者

(3) 前号の教科に準ずる視覚障害者の生活訓練を専門とする技術者の養成を行う研修を修了した者

4 条例第7条に基づき，条例第5条第4項を指定行動援護の事業について準用する場合における同項に規定する規則で定める者は，次の各号のいずれにも該当する者とする。

(1) 行動援護従業者養成研修課程修了者又は強度行動障害支援者養成研修（基礎研修及び実践研修）修了者

(2) 業務の範囲通知（「指定施設における業務の範囲等及び介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等について」（昭和63年2月12日社庶第29号厚生省社会局長，児童家庭局長連名通知）の別添2「介護福祉士試験の受験資格の認定に係る介護等の業務の範囲等」をいう。以下同じ。）のうち知的障害者若しくは知的障害児に関するもの，知的障害者，知的障害児若しくは精神障害者の居宅介護又はこれと同等であると市長が認める業務（直接処遇に限る。）に3年以上従事した者（従事した期間は業務の範囲通知に基づき算定する。）

(別居の親族)

第3条 条例第28条（条例第44条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）

に規定する規則で定める者は、従業者との関係が、次の各号のいずれかに該当する利用者とする。

(1) 配偶者

(2) 3親等以内の血族及び姻族

(別居の親族に対するサービス提供の制限の例外)

第4条 条例第28条ただし書（条例第44条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 指定居宅介護に係る利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その別居の親族から指定居宅介護の提供を受けなければ、必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。

(2) 指定居宅介護が条例第5条第2項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供されること。

(3) 指定居宅介護を提供する従業者の当該指定居宅介護に従事する時間の合計が当該従業者が指定居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えないこと。

2 指定居宅介護事業者は、条例第28条ただし書及び前項の規定に基づき、従業者にその別居の親族である利用者に対する指定居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る条例第26条に規定する居宅介護計画の実施状況等から、当該指定居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(同居の家族に対するサービス提供の制限の例外)

第5条 条例第48条ただし書（条例第49条第1項及び第2項において準用する場合を含む。）に規定する規則で定める基準は、次の各号のいずれにも該当する場合とする。

(1) 基準該当居宅介護に係る利用者が離島、山間のへき地その他の地域であって、その同居の家族から指定居宅介護の提供を受けなければ、必要な居宅介護の見込量を確保することが困難であると市長が認める地域に住所を有すること。

(2) 基準該当居宅介護が条例第45条第3項に規定するサービス提供責任者の行う具体的な指示に基づいて提供されること。

(3) 基準該当居宅介護を提供する従業者の当該基準該当居宅介護に従事する時間の

合計が当該従業者が基準該当居宅介護に従事する時間の合計のおおむね2分の1を超えないこと。

- 2 基準該当居宅介護事業者は、条例第48条ただし書及び前項の規定に基づき、従業者にその同居の家族である利用者に対する基準該当居宅介護の提供をさせる場合において、当該利用者の意向、当該利用者に係る条例第49条第1項において準用する条例第26条に規定する居宅介護計画の実施状況等から、当該基準該当居宅介護が適切に提供されていないと認めるときは、当該従業者に対し適切な指示を行う等の必要な措置を講じなければならない。

(記録の整備)

第6条 条例第43条第2項(条例第44条第1項、第2項、第49条第1項、第2項、第110条及び第123条において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める記録は、次に掲げるものとする。

- (1) 条例第19条第1項に規定するサービスの提供の記録
- (2) 条例第26条第1項に規定する居宅介護計画(条例第110条において準用する場合を除く。)
- (3) 条例第30条に規定する市町村への通知に係る記録
- (4) 条例第34条第1項に規定する勤務の体制等の記録(条例第123条において準用する場合を除く。)
- (5) 条例第40条第2項に規定する苦情の内容等に係る記録
- (6) 条例第41条第2項に規定する事故の状況及び事故に際してとった処置についての記録
- (7) 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成17年法律第123号。以下「法」という。)第6条に規定する自立支援給付及び条例第21条第1項から第3項までに規定する利用者負担額等に関する請求及び受領等の記録(条例第49条第1項及び第2項において準用する場合を除く。)
- (8) 法第6条に規定する自立支援給付及び条例第21条第1項及び第3項に規定する利用者負担額等に関する請求及び受領等の記録(条例第49条第1項及び第2項において準用する場合に限る。)

(機能訓練指導員)

第7条 条例第80条第4項、第143条第4項及び第209条第2項に規定する規則で定める者は、看護師、准看護師、柔道整復師、あん摩マッサージ指圧師又は言語聴覚士であつて日常生活を営むのに必要な機能の減退を防止するために必要な訓練を行う能力を有するものとする。

(管理者)

第8条 条例第81条第2項(条例第101条、第144条、第155条及び第166条において準用する場合を含む。)、第176条第2項(条例第189条及び第196条において準用する場合を含む。)及び第199条第3項(条例第203条の5及び第203条の15において準用する場合を含む。)に規定する規則で定める者は、次の各号のいずれかの事業若しくは施設の常勤の従業者として業務に従事した期間が通算して2年以上である者又は社会福祉施設長資格認定講習課程を修了した者とする。

(1) 医療法(昭和23年法律第205号)第1条の5第1項に規定する病院又は同条第2項に規定する診療所の事業

(2) 次に掲げる介護保険法(平成9年法律第123号)の事業又は施設

ア 介護保険法第8条及び第8条の2に規定する事業又は施設

イ 地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律(平成26年法律第83号。以下「整備法」という。)附則第11条又は第14条第2項の規定によりなおその効力を有するものとされた整備法第5条の規定(整備法附則第1条第3号に掲げる改正規定に限る。)による改正前の介護保険法第8条の2第2項に規定する介護予防訪問介護又は同条第7項に規定する介護予防通所介護を行う事業

ウ 健康保険法等の一部を改正する法律(平成18年法律第83号)附則第130条の2第1項の規定によりなおその効力を有するものとされた同法第26条の規定による改正前の法第8条第26項に規定する介護療養型医療施設

(3) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する特別支援学校又は同法第81条第2項に規定する特別支援学級

(4) 次に掲げる行政機関の事業

- ア 児童福祉法（昭和22年法律第164号）第12条に規定する児童相談所
 - イ 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第11条第1項に規定する身体障害者更生相談所
 - ウ 知的障害者福祉法（昭和35年法律第37号）第12条第1項に規定する知的障害者更生相談所
 - エ 精神保健及び精神障害者福祉に関する法律（昭和25年法律第123号）第6条第1項に規定する精神保健福祉センター
 - オ 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第14条第1項に規定する福祉に関する事務所
 - カ 地域保健法（昭和22年法律第101号）第5条に規定する保健所
- (5) 独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園法（平成14年法律第167号）第1条に規定する独立行政法人国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
- (6) その他市長が特に認める事業又は施設
(委任)

第9条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は、保健福祉局長が別に定める。

附 則

(施行期日)

第1条 この規則は、平成25年4月1日（以下「施行日」という。）から施行する。

(指定同行援護事業所のサービス提供責任者に関する経過措置)

第2条 第2条第1項各号のいずれかに該当する者については、平成30年3月31日までの間、同条第3項第1号に定める同行援護従業者養成研修応用課程を修了したものとみなす。

2 平成23年9月30日において現に地域生活支援事業における移動支援事業に3年以上従事した者については、平成30年3月31日までの間、第2条第3項第1号に定める第1項各号に掲げる者と同等の者とみなす。

(指定行動援護事業所のサービス提供責任者に関する経過措置)

第3条 令和3年3月31日において現に第2条第1項各号のいずれかに該当する者であって、かつ知的障害者、知的障害児又は精神障害者の福祉に関する事業（直接処遇に限

る。)に5年以上従事した経験を有するものについては、令和6年3月31日までの間、同条第4項の規則で定める者とみなす。

(管理者に関する経過措置)

第4条 施行日において現に社会福祉法第2条に規定する事業でないもののうち、旧社会福祉法(平成17年4月1日から施行日前までの間において施行された社会福祉法をいう。)第2条の規定により社会福祉事業であった事業については、第8条各号(同条第6号を除く。)に規定する事業と同等のものとみなして同条の規定を適用する。

附 則(平成26年市規則第41号)

この規則は、平成26年4月1日から施行する。

附 則(平成26年市規則第213号)

この規則は、公布の日から施行し、平成26年10月1日から適用する。

附 則(平成27年市規則第110号)

この規則は、平成27年4月1日から施行する。

附 則(平成30年市規則第109号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則(令和3年市規則第67号)

この規則は、令和3年4月1日から施行する。